

援助物資の提供に関する東京大学教養学部学友会学生理事会と東京大学運動会総務部との協定

(目的)

第1条 この協定は、東京大学運動会総務部（以下、「甲」という。）が、立て看板を設置すること及びその他の活動を東京大学教養学部学友会学生理事会（以下、「乙」という。）との協調により容易にし、もって甲の広報に資すること及び、東京大学教養学部学友会及び東京大学運動会に加盟するサークルが、甲の広報を通じ、間接的に利益を受けられるようにすることを目的とする。

(物資の提供)

第2条 乙は、甲からの申請に応じて、甲に対して、乙が現物援助の対象として定める物資を提供することができる。

(資材の金額)

第3条 前条の規定により提供する資材の金額は、乙が東京大学教養学部学友会に正式に加盟するサークルに対して援助を行う際にサークルの援助枠から減じられる額として定める額と同一とする。

2 甲に対する援助に係る処理は、学友会業務管理システム上で行うものとし、乙は甲に対し、現物援助に係る金銭の支払いを要求しない。

(資材提供の上限)

第4条 乙が甲に提供する資材の金額は、1月あたり3000円(以下、「月限度額」という。))を超えてはならない。

2 月限度額に相当する資材が各月の末日までに提供されなかった場合、月限度額から当月に乙が甲に提供した資材の提供に要した額（以下この条において「月使用額」という。）を減じて得た残金は、翌月に繰り越す。

3 前項の規定により残金の繰越しを受けた月においては、第1項の規定にかかわらず、乙が甲に提供できる資材の額の上限は、月限度額と当該残金の額の和の額とする。

4 第2項の規定により残金の繰越しを受けた月において、翌月に繰越す残金は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 月使用額が前月から繰越された残金より少ない場合 当月の月額

二 月使用額が前月から繰越された残金より多い場合 当月の月額と前月から繰越された残金の額の和から月使用額を減じて得た額

(学友会における甲の取り扱い)

第5条 乙は、甲の地位及び性質に鑑み、甲を東京大学教養学部学友会規約第10条に定める「サークル等」とは別に取り扱う。

2 甲は、前項に定める取り扱いを承認する。

3 前2項の規定は、甲が学友会運動部総会及び評議員会を傍聴し、及び発言することを妨げない。

(乙の提供するサービス)

第6条 前条の規定に基づき、乙は、甲を部室割り振り及び予算援助の対象としない。

2 前項の規定は、乙が甲に対し現物援助以外の援助を行うことを妨げない。

(改廃)

第7条 本協定は、甲と乙の合意により改正することができる。

2 甲及び乙は、一方の意思により、本協定から離脱することができる。

3 甲及び乙の間に問題が発生した場合には、両者は信義に基づき誠実に対応することとする。